

確認資料に関するQ&A

◎ 常勤性について

Q1 「住民票の写し」は地方公共団体が発行する原本を提出するのか？

A1 原本をご提出下さい。

Q2 営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者(又は令3条に規定する使用人)を兼ねている場合、常勤性の確認資料(住民票等)は2部提出する必要があるのか？

A2 1部のみでの提出で結構です。

Q3 現住所が住民票と異なる場合で、会社の寮に入っているため、提出を求められている資料が存在しない時には、どのような書類を提出すればいいか？(公共料金は会社で負担し、郵便物は寮宛てで届く場合)

A3 以下の2種類の書類をご提出下さい。

- ① 会社が寮を所有していることが確認できる資料(営業所の所有の確認資料を参照)
- ② 寮費等の納入が確認できる資料

◎ 経管の経験について

Q4 商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書を許可申請書類に添付している場合、その他に確認資料としても提出する必要があるか？

A4 同じものを確認資料としても提出する必要はありませんが、商業登記簿謄本等で、必要となる経験期間を充足していなければ、閉鎖登記簿謄本等のその他の資料が必要になります。

Q5 商業登記簿謄本、履歴事項全部証明書又は閉鎖登記簿謄本は、写しの提出でも可能か？

A5 原本を提出願います。

◎ 専技の経験について

Q6 指導監督的実務経験証明書に記載した工事の契約書等が無い場合、代表者による証明や過去に提出した工事経歴書を提出することで代用可能か？

A6 申請者の作成による書類で代用することは出来ません。契約書等が無い場合には、当該工事の工事名、発注者、請負金額、工期が確認できる客観的な資料をご提出下さい。

◎ 令3条使用人の権限について

Q7 委任状は定められた様式等があるのか？

A7 定められた様式はありません。以下の点のみたしている資料を提出願います。

- ① 委任者、受任者が記載され、記名押印があること
- ② 請負契約に関する権限等が委任されていること

◎ 営業所の存在について

Q8 写真を貼付する用紙があるが、この用紙以外に写真を貼り付け(印刷して)提出することは可能か？

A8 可能です。ただし、営業所の名称、撮影日等を明記してください。

Q9 マンションの一室を営業所としており、マンションには看板等が無い場合、外観の写真はどうすればいいか？

A9 外観の写真とともに、マンションの案内板又は郵便ポスト等、そのマンションに入居していることが確認できる写真を撮影してご提出下さい

Q10 営業所の地図は、インターネットによるものでも可能か？

A10 可能です。

◎ 全般

Q11 住民票の写しや写真などに、発行日、撮影日の制限はあるのか？

A11 申請日前3ヶ月以内のものをご提出下さい。

Q12 提出した書類は返却されるのか？

A12 提出された書類の返却はいたしません。